

三次市教育委員会議案第 3 号

三次市青少年問題協議会委員の任命について

三次市教育委員会に対する事務委任規則(平成 1 6 年三次市規則第 8 1 号)第 2 条の規定により, 次の者に三次市青少年問題協議会委員を任命することについて, 議決を求める。

令和元年 5 月 1 3 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由